

番号	2015 回答
1	従来からの労使慣行に従い、円滑な話し合いが行われるよう誠意をもって対処してまいりたい。
2-(1)-①	労働条件に係る事項については、協議してまいりたい。
2-(1)-②	府が責任を負うべき労働条件に係る事項については、協議してまいりたい。
2-(1)-③	労働条件に係る事項については、協議してまいりたい。
2-(1)-④	労働条件に係る事項については、協議してまいりたい。
2-(2)-①	週休日・休日の振替・代休等については、職員の健康管理や労働時間短縮の観点からも重要なものであり、適切に措置されるよう引き続き周知・徹底してまいりたい。
2-(2)-②	やむを得ず欠員が生じる場合等については、今後とも要求の趣旨に沿って努力してまいりたい。
2-(2)-③	制度の趣旨等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。
2-(2)-④	産休・育児休の代替については、産休期間等の特性に鑑み非常勤職員での対応を基本としつつ、「退職職員・非常勤嘱託員登録制度」の活用等も合わせ、適切な措置に努めてまいりたい。
3-①	超過勤務については、引き続き適切に対応するよう、周知・徹底してまいりたい。
3-②	職員の健康管理等の観点からも、ノー残業デー・ゆとりの日の周知など、超過勤務の抑制に向けて引き続き努力してまいりたい。
3-③	
3-④	労働条件に係る事項については、協議してまいりたい。
3-⑤	要求の趣旨は関係課に伝える。

番号	2015 回答
3-⑥	平成22年5月策定された「職場パワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、適切に対応してまいりたい。
3-⑦	業務に必要な携帯電話については、各所属において業務上の必要に応じて貸与等の対応を行っているところ。また、個人の携帯電話番号やメールアドレスを業務連絡用として登録することを強制することは行っていない。
4-①	職場スペースや照明等の環境整備については、労働安全衛生法等の趣旨も踏まえて、適切な執務環境維持に努めているところ。 VDT作業にかかる環境整備については、「VDT作業にかかる労働安全衛生管理基準」の周知を図ってまいりたい。
4-②	平成25年7月作成の「こころの健康づくり推進プログラム、大阪府職場復帰プログラム」に基づき、引き続き適切に対応するよう周知してまいりたい。
4-③	要求の趣旨は関係課に伝える。
4-④	要求の趣旨は関係課に伝える。
4-⑤	有害物質等の取扱業務に従事する職員に対する健康診断について、「労働安全衛生法」及び「職員健康診断実施要綱」に基づき必要な職員に対し必要な回数を実施しているところ。 汚染物質の調査・検査に従事する職員の健康被害の防止徹底を図るため、関係所属に対する指導助言に努めてまいりたい。なお、洗身施設については、要求の趣旨を関係課にも伝える。
4-⑥	アスベスト関連業務へ従事する職員に対して、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等に定める保護衣や防護マスク等の保護具の着用を徹底するとともに、厚生労働大臣の認可団体である建設労働災害防止協会が主催するアスベストに関する講習会などに積極的に参加し、従事職員の健康被害の防止に努めている。 アスベスト関連業務に従事する職員で健康に不安のある者は、人事室が実施する健康相談を受けるよう周知している。 また、アスベストを含有する事業所等へ立ち入った場合、立入状況のわかる立入記録を作成しており、その保存期間は、永年としている。
5-①	公用車の登録・運転については、本人の意思を尊重しており、強要はしていない。
5-②	業務における車両の必要性については、業務の内容等に応じ各所属にて公用車、共用自動車、チケットなど適切な選択を行っている。
5-③	交通事故が発生した場合の対処については、大阪府庁用自動車管理規定に基づく事故時の措置のほか、任意で加入する自動車保険会社の連絡先等を職員に周知している。
5-④	なお、自動失職等については、必要に応じ説明していく。